

令和6年度大阪府障がい児等療育支援事業 全体研修

「こどもまんなか社会」と 障がい児通所支援施設

有村 大士（日本社会事業大学）

令和6(2024)年度9月17日

自己紹介

■ 略歴

- 昭和51年 鹿児島県生まれ
- 広島大学総合科学部卒
- 日本社会事業大学大学院 博士（社会福祉学）
- 恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所（現：愛育研究所）
 主任研究員、2011年度より東日本大震災 総括コーディネーター兼務
- 平成25年より日本社会事業大学 社会福祉学部／研究大学院に勤務

■ 担当科目

- 子ども家庭福祉関連科目、社会福祉、社会福祉原論系科目、調査法関連科目 等

■ 最近の研究領域

- 子どものマルトリートメント、子ども虐待に対応するシステム
- 障害児虐待予防 など



ResearchMap
<https://researchmap.jp/arimu>

昨今のこども施策と 障がい児通所支援

こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）の概要

趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置
2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする
3. こども家庭庁の所掌事務
 - (1) 分担管理事務（自ら実施する事務）
 - ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
 - ・こどもの保育及び養育
 - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
 - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
 - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
 - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
 - ・こどもの保健の向上
 - ・こどもの虐待の防止
 - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
 - ・こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
 - ・こども大綱の策定及び推進
 - (2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）
 - ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
 - ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
 - ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
4. 資料の提出要求等
 - ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる
5. 審議会等及び特別の機関
 - ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管するとともに、こども基本法の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議とする。
6. 施行期日等
 - ・令和5年4月1日
 - ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする



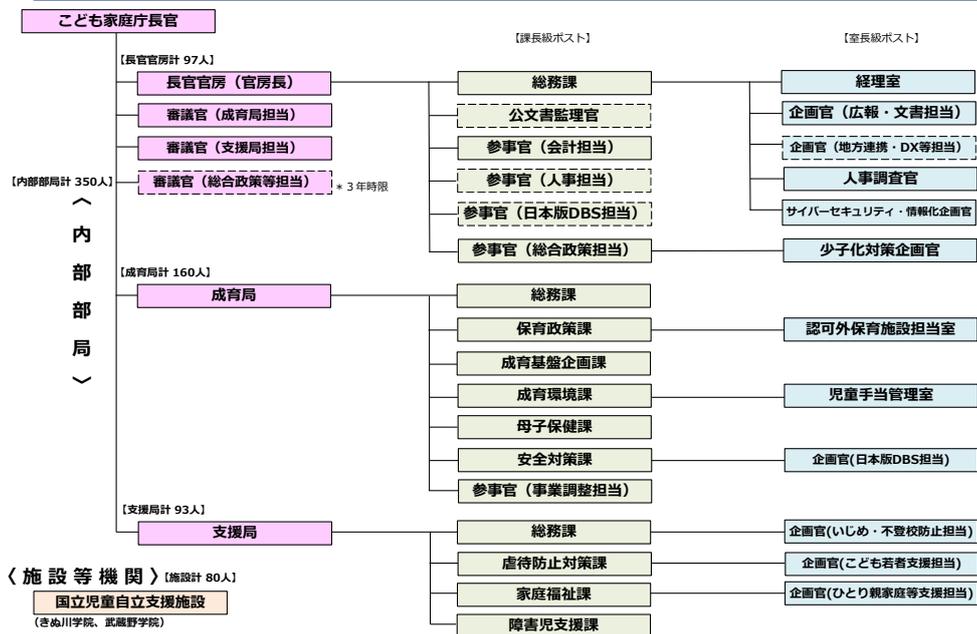
内閣府ホームページより
<https://bit.ly/4gyF9zs>

子ども家庭庁組織図概要

【別紙】

- 長官をトップに、長官官房、成育局、支援局の1官房2局体制として、審議官2、課長級ポスト14、室長級ポスト11を設置(併任を除く)。
- 定員については、組織全体で430人(内部部局350人、施設等機関80人)。

※【〇】は併任ポスト



子ども家庭庁ホームページより
<https://bit.ly/4d30UnZ>

すべての子ども・おとなに知ってほしい

子ども基本法とは?



子どもまんなか
 子ども家庭庁

もくじ

そもそもどんな目的でこの法律がつけられたのですか?	P04
「子ども施策」ってどのような取組をするのですか?	P05
「子ども」とは、何歳までのことですか?	P06
子ども施策を決める上で大切なことはありますか?	P07 P08
「児童の権利に関する条約」について	P09 P10
子ども施策に子どもや若者の意見を取り入れたほうがいいのか? ..	P11
子どもや若者が意見を言う機会や場はありますか?	P12
子どもや若者から聴いた意見はどのように反映されますか? ..	P13 P14
でも、子ども施策って本当にしっかり取り組んでくれますか?	P15
子ども基本法のことを、もっと多くの人たちに	P16
知らせたほうがいいのか?	



子ども家庭庁ホームページより
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40f97dfb-ff13-4434-9ffc-3f4af6ab31d5/2bdb80fa/20230401/policies-kodomokihon-01.pdf

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び子ども施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども政策推進会議を設置すること等により、子ども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
 2 この法律において「子ども施策」とは、次に掲げる施策その他の子どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援
 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 三 家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備



子ども家庭庁
 子ども大綱【説明資料】
<https://bit.ly/3XodacM>

Q. そもそもどんな目的でこの法律がつけられたのですか？

A. すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、子ども基本法がつけられました。子ども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など社会全体で子どもや若者に関する取組(子ども施策)を進めています。これからは、国や都道府県、市区町村が、この基本法の内容に合わせて、子どもや若者に関する取組を行っています。



子ども基本法:第1条(目的)
 第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び子ども施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども政策推進会議を設置すること等により、子ども施策を総合的に推進することを目的とする。

Q. 「子ども施策」ってどのような取組をするのですか？

A. 以下のような取組をしています。
 ・大人になるまで切れ目なく行われる子どもの健やかな成長のためのサポートをすること(例えば、居場所づくり、いじめ対策など)
 ・子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること(例えば、働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など)
 ・これらと一体的に行われる施策(例えば、教育施策、雇用施策、医療施策など)
 ・教育施策:国共全体の教育の振興など
 ・医療施策:小児医療を含む医療の確保・提供など
 ・雇用施策:雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など

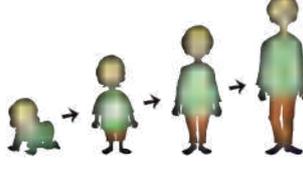


これらの子どもや若者に関する取組のことを「子ども施策」といいます。

子ども基本法:第2条(定義) ※本文の一部隠す
 第二条 (略)
 2 この法律において「子ども施策」とは、次に掲げる施策その他の子どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援
 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 三 家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備

Q. 「子ども」とは、何歳までのことですか？

A. 子ども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとれないよう、心と身体発達の過程にある人(子ども)としています。子どもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。



子ども基本法:第2条(定義) ※本文の一部隠す
 第二条 この法律において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
 2 (略)



子ども家庭庁ホームページより
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40f97dfb-f113-4434-9ffc-3f4af6ab31d5/2bdb80fa/20230401.policies-kodomokihon-01.pdf

Q. とも施策を決める上で大切なことはありますか？

A. とも施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- 1 すべてのともは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのともは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達に応じて、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。



もを知りたい人はこちら！

とも基本法：第3条（基本理念） ※条文の一部抜粋

第三条 とも施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのともについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのともについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのともについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参加する機会が確保されること。

Q. とも施策を決める上で大切なことはありますか？

- 4 すべてのともは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、どもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいともも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



もを知りたい人はこちら！

とも基本法：第3条（基本理念） ※条文の一部抜粋

四 全てのともについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なともにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、ともが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。



子ども家庭庁ホームページより
https://www.cta.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40f97dff-ff13-4434-9ffc-3f4af6ab31d5/2bdb80fa/20230401policies-kodomokihon-01.pdf

障がい児支援に関するトピック

障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書 ～概要①～

【令和3年10月】

12

障害児通所支援は、平成24年度から約10年で事業所数等が飛躍的に増加。身近な地域で支援が受けられるようになった一方で、適切な運営や支援の質の確保等の課題があることから、障害児通所支援が担うべき役割や機能、対象者など、今後の障害児通所支援の在り方を検討。令和3年6月から計8回開催。7団体からのヒアリングも行い、報告書を取りまとめた。

構成員

秋山 千枝子 ○有村 大士 市川 宏博 小川 陽 小川 正洋 ○柏木 露峰 加藤 正仁 菊池 紀彦	あきやま子どもクリニック院長・小児科医 日本社会事業大学 准教授 (一社)日本発達障害ネットワーク 理事長 (特非)日本相談支援専門員協会 理事・政策委員長 柏市保健福祉部 次長・障害福祉課 課長 淑徳大学 教授 (一社)全国児童発達支援協議会 会長 三重大学 教授	北川 聡子 末光 茂 高橋 朋生 田中 聡一郎 又村 あおい 山川 雅洋	(公財)日本知的障害者福祉協会 副会長 (一社)全国重症心身障害者日中活動支援協議会 会長 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長 駒澤大学 准教授 (一社)全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長 大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
--	--	---	---

○座長、○座長代理 (五十音順・敬称略)

障害児通所支援の利用の現状

- ◆ 平成26年度比で、児童発達支援は2.2倍・放課後等デイサービスは3.2倍(令和元年度)と、**他の社会保障給付費(医療・介護は1.1倍)と比較しても大きな伸び**。(発達障害の認知の社会的広がりや女性の就労率の上昇等が背景と考えられる。)
- ◆ 年齢別利用率では、5歳児で人口の3.7%。一方、通常学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に関する調査では、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」子どもは小学校で7.7%。**まだ顕在化していない支援ニーズがある可能性**。
- ◆ 一方、障害のある子どもにとって、**児童期から適切な発達支援を受けて成長していくことは、安心感や自尊心等を育むことで持てる能力の発揮に著実に貢献し、成人後の生きづらさの軽減や予防に繋がるもの**であり、社会全体から見ても大きな意義がある。

障害児通所支援が提供する発達支援の質を上げていくことが重要



厚生労働省ホームページより
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000845125.pdf>

今後の検討に向けた基本的な考え方

- 障害児本人の最善の利益の保障、家族支援の重視、インクルージョンの推進等の、**これまでの障害児支援に係る検討の基本理念に引き続き立脚**。その上で、以下の基本的な考え方に立って、障害児通所支援の検討を進める必要。
- ◆ **障害のある子ども達の自己肯定感を高め、多様性が尊重される中でその子らしさが発揮されるような支援が重要な役割**。
 - ◆ 障害児も同じ「子ども」であり、**障害児施策と子育て施策を、連続線上のものとして考えていく必要**。
 - ◆ **保護者支援**として、障害を含めその子のありのままを肯定していくプロセスや、成長・発達過程で様々な葛藤に直面する保護者をしっかりサポートすることも障害児通所支援の大切な役割。

障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書 ～概要②～

【令和3年10月】

13

1. 児童発達支援センターの在り方

- センターが果たすべき役割・機能が明確でない現状を踏まえ、**地域の中核的な支援機関として①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の事業所へのスーパーバイス・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④発達支援の入口としての相談機能を制度上明確化し、これらの発揮が促される報酬体系等としていく**。
- 平成24年改正により、身近な地域で支援を受けられるよう、従来の障害種別ごとの体系を一元化した。センターは「福祉型」「医療型」と障害種別で通所先が分かれ身近なセンターが利用できない状況が残っていること、また、保育士等の配置が少なく「遊び」を通じた発達支援が十分でない現状を踏まえ、**障害種別に関わらず身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、「福祉型」「医療型」を一元化する方向で必要な制度等を手当**。
※ 必要な専門性は、センターとして共通的に多様な専門職の配置等を進めることにより確保。

2. 児童発達支援・放課後等デイサービスの役割・機能の在り方

- 児童発達支援・放課後等デイサービスには、総合的な発達支援、特定プログラムに特化した支援等、支援内容・提供時間も様々となっており、中には学習塾や習い事に類似した支援もみられる。
⇒ 次期報酬改定に向け、**発達支援の類型に応じた人員基準・報酬の在り方を検討し、支援時間の長短(親の就労対応も含む)が適切に評価されるよう検討**。(発達支援として相応しいサービス提供がなされるよう、運営基準等の見直しを検討。)
- 放課後等デイサービスについては、**専修学校・各種学校に通学する障害児も発達支援が必要と市町村長が特に認める場合は対象とする**方向で検討。

3. インクルージョンの推進

- 児童発達支援事業所・放課後等デイサービスにおいて、**保育所等への移行支援が進むよう、効果的な標準的手法を提示していくとともに、適切な報酬上の評価を検討**。
- **保育所等訪問支援**については、センターが実施する場合の中核機能としての重要性を勘案しつつ、**支援対象・方法等の違い等も踏まえ、適切な評価の在り方等**を検討。
- 児童発達支援等と保育所等で、**障害の有無に関わらず、一体的な子どもの支援**を可能とする方向で、必要な見直し・留意点等を検討。

4. その他(給付決定、事業所指定、支援の質の向上等)

- 給付決定で勘案する障害児の状態の調査指標(いわゆる「5領域11項目」。日常生活動作の介助の必要度が中心)では、障害児に必要な発達支援のコーディネートが困難であることから、**当該調査指標や、給付決定プロセスを見直し**(一部類型はセンター・相談支援事業所のアセスメントを相込む等)。
- 事業所の指定(総量規制の判断)に当たって、管内における偏在の解消、重症心身障害・医療的ケア等に対応した事業所の不足等を解消するため、**障害児福祉計画における給付量の見込みに当たり、より狭い圏域や、支援が行き届きにくいニーズに着目した見込み方を検討**。
- 地域の障害児通所支援全体の質の底上げに向け、**センターが地域の中核となって、①地域の事業所に対する研修や支援困難事例の共有・検討、②市町村や自立支援協議会との連携、③各事業所の自己評価・保護者評価の結果の集約を通じた事業所の強み・弱みの分析・改善(地域の関係者等も参照)、④事業所の互いの効果的な取組の学び合い等の取組を進める**方向で検討。



厚生労働省ホームページより
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000845125.pdf>

障害児通所支援の基本的な考え方

子どもの権利を社会全体で守る

子どもと家族のウェルビーイングの向上

インクルージョンの推進

障害児支援を進めるにあたって、行政、事業所、関係機関等の全ての関係者は、以下の基本的な考え方をもって進めていくべきである。

- **子どもの意見表明の確保、発達、人権及び基本的自由の保障**がなされることで、**子どもの最善の利益を社会全体で守っていく環境づくりを進める。**
- 子どもや保護者が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントの視点を持ち、**子どもと家族のウェルビーイングの向上**につながるよう取り組んでいくことが必要。
- 障害の有無にかかわらず、**子どもが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長していくことが重要。****子どもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の視点を常に念頭に、子どもや家族の支援にあたっていくこと。**

1. 児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備

児童発達支援センターの中核機能



4つの中核機能全てを十分に備えるセンターを、**中核拠点型**として整備を推進していく方向で検討。

福祉型・医療型の一元化後の方向性

一元化後は、**保育士・児童指導員を手厚く配置する等**の方向で検討。また、福祉型の3類型（障害児、主に難聴児、主に重症心身障害児）についても、一元化した上で、**障害特性に応じた支援を行った場合に、必要な評価を行う**方向で検討。

2. 児童発達支援・放課後等デイサービス

- 各ガイドラインに定めるそれぞれの役割に加え、5領域（※）等、全ての視点を含めた**総合的な支援が提供されることを基本**とすべき。
- 総合的な支援を行い、**その上で子どもの状態に合わせた特定の領域への専門的な支援（理学療法等）を重点的に行う支援**が考えられる。その際には、**アセスメントを踏まえ、必要性を丁寧に判断し、障害児支援利用計画等に位置づける等、計画的に実施される**ことが必要。

（※）「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」



厚生労働省ホームページより
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001078894.pdf>

2. 児童発達支援・放課後等デイサービス（続き）

- **ピアノや絵画のみを提供する支援は、公費により負担する支援として相応しくないと考えられ、これらの支援の提供にあたっては、ガイドラインに示される支援の視点等とのつながりを明確化した支援内容とした上で提供することが必要。**
- 利用の仕方等により、支援時間に差異があることから、**支援に対する人員の配置の状況や支援内容等にも留意しつつ、支援時間の長短を考慮したよりきめ細かい評価を行う**ことが必要。
- 保護者の就労等による預かりニーズについては、**家族全体を支援する観点から、子どもと家族のアセスメントを踏まえて、児童発達支援や放課後等デイサービスにおいても対応**することが重要。
- 放課後等デイサービスについては、**学校や家庭とは異なる場であり、安心・安全でその子らしく過ごせる場としての機能も重視**すべき。また、**学校に通学できない（不登校の）障害児について、関係機関と連携して支援していく**ことが必要。

3. インクルージョンの推進

- 障害児支援による保育所等の**一般施策への後方支援の取組を強化し、保育所等訪問支援等を活用しながら、保育所等の障害児への支援力向上を図っていく等、子育て支援と障害児支援が双方向から緊密に連携が行われる地域の体制づくりを進めていく**ことが重要。
- 保育所等訪問支援が**より効果的に活用されるよう、人員配置や報酬上の評価、運用について必要な見直しを行う**方向で検討すべき。（チームでアセスメントや一定の支援を行う場合や、時間の長短も含め、支援内容を踏まえた評価の検討）

4. 障害児通所支援の給付決定等

- 給付決定において、適切に発達支援の必要性や支給量を判断するとともに、その後の支援に活用していく上でも、**子どもの発達状況等も把握できる調査指標に見直す**ことが必要。
- セルフプラン率が高い現状も踏まえ、**障害児相談支援による支援が行われるよう取組を進める**ことが必要。また、障害児相談支援の整備が途上にある地域等においても、**適切にコーディネートが行われる方策を検討**していくことが必要。

5. 障害児通所支援の質の向上

- 市町村は、**（自立支援）協議会子ども部会を設置し、児童発達支援センターも参画して、地域の課題を把握・分析しながら、地域の支援の質の向上に取り組む**ことが重要。
- **自己評価・保護者評価**について、集約・分析し、その結果を公表する等、**効果的な活用方策等について検討を進める**ことが必要。
- 人材育成について、専門性を身につけるため、**基礎、中堅、専門といった段階的な研修体系の構築等を進める**ことが必要。



厚生労働省ホームページより
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001078894.pdf>

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. **子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**（児童福祉法、母子保健法）
 - ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
 - ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。
 - ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。
2. **一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**（児童福祉法）
 - ①一時保護施設の設備・運営基準を策定して一時保護施設の利用環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
 - ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
3. **社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**（児童福祉法）
 - ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
 - ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
4. **児童の意見聴取等の仕組みの整備**（児童福祉法）
 - 児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。
5. **一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**（児童福祉法）
 - 児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
6. **こども家庭福祉の実務者の専門性の向上**（児童福祉法）
 - 児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉士の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、こども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
7. **児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等**（児童福祉法）
 - 児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。



こども家庭庁ホームページより
<https://bit.ly/4eEulhx>

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は令和7年6月1日、7の一部は令和4年9月15日又は令和5年4月1日）

1

こども大綱

令和5年12月22日



こども家庭庁
 「こども大綱」
<https://bit.ly/3MEWZTE>

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン
 （はじめの100か月の育ちビジョン）

令和5年12月22日



こども家庭庁
 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」
<https://bit.ly/3MLCXqB>

こどもの居場所づくりに関する指針

令和5年12月22日



こども家庭庁
 「こどもの居場所づくりに関する指針」
<https://bit.ly/3MLCXqB>

子ども大綱が目指す「子どもまんか社会」～全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全ての子どもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく、子どもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、子どもが幸せな状態で育つことができる。

- ① 子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。子どもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えようとするとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

子どもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*子ども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者である子どもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「子どもの権利条約」と記載。) 2



子ども家庭庁

子ども大綱【説明資料】

<https://bit.ly/3XodacM>

子ども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

① 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・子ども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。「子どもとともに」という姿勢で、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等から子どもを守り、救済する。

② 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を發揮することにつながり、おとなは、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から子ども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上で欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれた子ども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者等について十分な配慮を行う。

③ 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、子どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものと認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組む。
- ・困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する



子ども家庭庁

子ども大綱【説明資料】

<https://bit.ly/3XodacM>

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援
 - 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援



こども家庭庁
こども大綱【説明資料】
<https://bit.ly/3XodacM>

4

こども大綱 本文 P.19-20

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者と
その家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。
障害や発達の特徴を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつな
げていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障
害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保
育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可
能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人
の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクル
ーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。

障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン
(はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に
幸せな状態)の向上にとって最重要

- ✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり
※児童虐待による死に事例の約半数が0~2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される
- ✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

全てのこどもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的(ハイオクソシヤル)
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

こども基本法の理念ののっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法ののっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント(愛着)」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント(愛着)」<安心>

不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」<挑戦>

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から
切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング
と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前
- ✓全ての保護者・養育者につながる
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネター
の役割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の
妊娠期から幼保小接続の重要な時期(いわゆる5歳児~小1)まで
がおおむね94~106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進



こども家庭庁
幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な
ビジョン【説明資料】
<https://bit.ly/4cWpFC1>

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン 24

(はじめの 100 か月の育ちビジョン) 本文 P.4-5

(多様性を尊重し、包摂的に支援する)

- 本ビジョンは、特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かにかかわらず、どのような環境に生まれ育っても、また、心身・社会的にどのような状況にあっても、多様な全てのこども一人一人をひとしく対象としている。
- 特に、障害児については、他のこどもと異なる特別なこどもと考えるべきではなく、一人一人多様な育ちがある中で個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要なこどもと捉えることが大切であり、障害の有無で線引きせず、全てのこどもの多様な育ちに応じた支援ニーズの中で捉えるべきである。また、心身の状況にかかわらずひとしく育ちを保障するために、周囲の環境（社会）を整える視点も重要である。

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン 25

(はじめの 100 か月の育ちビジョン) P.4-5

(多様性を尊重し、包摂的に支援する)

- 本ビジョンは、特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かにかかわらず、どのような環境に生まれ育っても、また、心身・社会的にどのような状況にあっても、多様な全てのこども一人一人をひとしく対象としている。
- 特に、障害児については、他のこどもと異なる特別なこどもと考えるべきではなく、一人一人多様な育ちがある中で個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要なこどもと捉えることが大切であり、障害の有無で線引きせず、全てのこどもの多様な育ちに応じた支援ニーズの中で捉えるべきである。また、心身の状況にかかわらずひとしく育ちを保障するために、周囲の環境（社会）を整える視点も重要である。

障がい児支援、家庭支援の充実と地域作り

障害児支援、家庭支援の充実と地域作り

主なポイント

- 地域における支援体制
- 質の高い発達支援
- 家族支援の充実
- インクルージョンの推進
- 支援ニーズの高いこどもへのサービス提供

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版①)

第1章 総論

1. ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のある子どもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所（以下単に「事業所等」という。）における児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

2. こども施策全体の基本理念

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

3. 障害児支援の基本理念

(1)	障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	○ こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、 こどものウェルビーイングの向上 につながるよう、必要な発達支援を提供すること。 ○ こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こども自身が内面的に持つ力を発揮できるよう、 エンパワメントを前提とした支援 をすること。
(2)	合理的配慮の提供	○ 障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する 社会的なバリア となっているのか、また、それを 取り除くために必要な対応 はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。
(3)	家族支援の提供	○ 家族の支援にあたっては、こどもの支援と同様、 家族のウェルビーイングの向上 につながるよう取り組んでいくこと。家族自身が内面的に持つ力を発揮できるよう、 エンパワメントを前提とした支援 をすること。
(4)	地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進	○ 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を持ちなから、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の 一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援 や、 地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組 を進めていくこと。
(5)	事業所や関係機関と連携した切れ目ない支援の提供	○ こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の 関係機関 や障害当事者団体を含む 関係者が連携 を図り、 切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築 を図ること。



こども家庭庁
児童発達支援ガイドライン
<https://bit.ly/3AW55Fz>

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」

(はじめの100か月の育ちビジョン) 本文 P.5

生涯にわたる身体的・精神的・社会的ウェルビーイングの向上

「ウェルビーイング」の基本的な考え方

- 本ビジョンにおいては、全ての人で支えるべき「こどもの育ちの質」について、こども基本法の目指す、こどもの生涯にわたる幸福、すなわちウェルビーイングの考え方を踏まえて整理した。この「ウェルビーイング」は、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル11）に幸せな状態にあることを指す。また、ウェルビーイングは、包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含む。このようなウェルビーイングの向上を、権利行使の主体としてのこども自身が、主体的に実現していく視点が重要である。
- なお、ウェルビーイングは、生涯にわたる全ての時期を通じて高めることが重要であり、こどもとともに育つおとなにとっても重要なものである。こどももおとなも含め、一人一人多様な個人のウェルビーイングの集合として、社会全体のウェルビーイング向上の実現を同時に目指すことが必要である。

重要概念の整理

ウェルビーイング

■ウェルビーイング (wellbieng、well-being)

—現在進行形 (~ing)

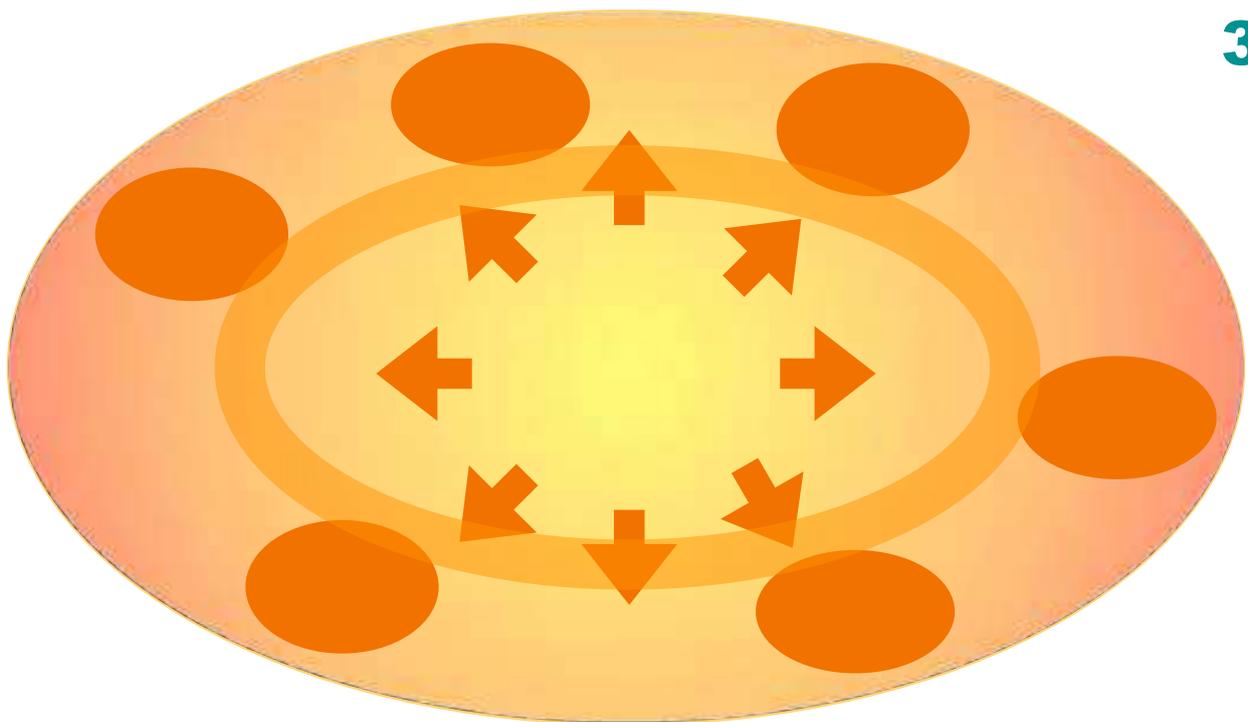
—身体的-心理的-社会的ウェルビーイング

—Welfare (支援者主体の福祉) に対してのwellbieng (当事者主体の福祉)

自己実現

現在、今、この瞬間を自分らしく生きられているのか

尊厳の尊重と権利の尊重・擁護



社会的障壁と差別

国連 こどもの権利委員会による勧告から

■ 児童の権利に関する条約

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

■ 日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見

パラ17

(c) 周縁化された様々な集団に属する児童に対する社会的差別が根強く残っていること。

パラ18

(c) アイヌを含む民族的少数者の児童、被差別部落出身の児童、韓国・朝鮮人 (Korean) 等の日本国籍以外の児童、移住労働者の児童、LGBTIの児童、婚外子並びに障害児に対する実質的な差別を減らし、防止するために、意識啓発プログラム、キャンペーン及び人権教育を含む措置を強化すること。

「実質的差別」を考える重み

重要概念の整理

エンパワメント

■ Empowerment

— 「本人が」本来持つ力を発揮できるようにすること

— 社会的な環境において

支援を受けながらの自立・自律・共生も

人間は、常に支えられながら生きている

— 支援者から当事者に、本人のレベルや状況に合わせてパワーを渡すことも重要

社会や支援者が本人が本来持つパワーを阻害していないか、注意が必要

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版②)

第2章 児童発達支援の全体像

1. 定義

- 児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療…を行うことをいう。
- 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

2. 役割

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 児童発達支援の役割 | ○ 主に就学前の障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
○ 全ての子どもが共に成長できるよう、障害のある子どもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、子どもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、子どもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。 |
| (2) 児童発達支援センターの中核的役割 | ○ 地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として、(1)の役割に加えて、自治体や、障害福祉・母子保健・医療・子育て支援・教育・社会的養護など、子どもの育ちや家庭の生活に関わる様々な分野の関係機関との連携を進め、地域の支援体制の構築を図っていくこと。 |

3. 児童発達支援の原則

- | | |
|---------------|--|
| (1) 児童発達支援の目標 | <p>子どもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出し、ウェルビーイングを実現していく力の基礎を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。</p> <p>○ アタッチメントの形成と子どもの育ちの充実</p> <p>乳幼児期は、障害の有無にかかわらず、子どもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、安定したアタッチメント(愛着)を形成していくこと。将来の子どもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通じて、子どもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、子どもの育ちの充実を図ること。</p> <p>○ 家族への支援を通じた子どもの暮らしや育ちの安定</p> <p>子どもの家族の意向を受け止め、子どもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、子どもの暮らしや育ちを支えること。</p> <p>○ 子どもと地域のつながりの実現</p> <p>子どもや家族の意向を踏まえながら、保育所、認定子ども園、幼稚園等との併行利用や移行を推進していくとともに、地域との交流を図るなど、地域において全ての子どもが共に成長できるよう支援することを通じて、子どもと地域のつながりを作っていくこと。</p> <p>○ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進</p> <p>子どもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の事業者等との連携を通じて、子どものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、子どもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。</p> |
|---------------|--|



子ども家庭庁
児童発達支援ガイドライン
<https://bit.ly/3AW55Fz>

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版②)

第2章 放課後等デイサービスの全体像

1. 定義

- 放課後等デイサービスとは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)に就学している障害児(専修学校等に就学している障害児にあつては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長(特別区の区長を含む。)が認める者に限る。)につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

2. 役割

- 学齢期の障害のある子どもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うことが求められる。
また、全ての子どもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等(以下「学校等」という。)と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一人員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)を行うことも求められる。
さらに、子どもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、子どもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくことも求められる。

3. 放課後等デイサービスの原則

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 放課後等デイサービスの目標 | <p>一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向けながら、子どもが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所として、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、多様な遊びや体験活動等の機会を提供することにより、子どもが自己肯定感や自己有用感を高め、ウェルビーイングを実現していく力を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。</p> <p>○ 生きる力の育成と子どもの育ちの充実</p> <p>一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向け、単に知識やスキルを身につけるのではなく、生きる力や自立心を育てていくとともに、将来の子どもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや学び、多様な体験活動の機会を提供することを通じて、子どもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、子どもの育ちの充実を図ること。</p> <p>○ 家族への支援を通じた子どもの暮らしや育ちの安定</p> <p>子どもの家族の意向を受け止め、子どもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、子どもの暮らしや育ちを支えること。</p> <p>○ 子どもと地域のつながりの実現</p> <p>子どもや家族の意向を踏まえながら、地域の学校等や放課後児童クラブ、児童館等の教育や子育て支援施策、地域の活動と連携し交流を進めるとともに、放課後児童クラブを併用している場合には、十分な連携を図る等を通じて、子どもと地域のつながりを作っていくこと。</p> <p>○ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進</p> <p>子どもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の放課後等デイサービス事業者、地域の障害児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター等との連携を通じて、子どものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、子どもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。</p> |
|-------------------|---|



子ども家庭庁
放課後等デイサービスガイドライン
<https://bit.ly/3zagD6R>

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版②)

第2章 保育所等訪問支援の全体像

1. 定義

- 保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供することをいう。
- 「内閣府令で定める施設」は、乳児院、保育所、児童養護施設、幼稚園、小学校及び特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。
- 「市町村が認める施設」としては、放課後児童クラブや児童館、中学校や高校などが想定される。

2. 役割

- 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)など、**こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うもの**

3. 保育所等訪問支援の原則

保育所等訪問支援の目標

保育所等において**障害のあるこどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)を推進していくことが重要**であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

○ こどもの集団生活への適応とこどもの育ちの充実

こどもが保育や教育等の集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるように支えるとともに、訪問先施設と共に将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

○ 成長を喜びあえる土台作りと家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

こどもの成長や発達を心配する不安な気持ちや、少しでも保育所等に適切してほしいという期待感など、家族の心情を理解した上で、家族がこどもの発達状況や特性を理解し、その成長を喜びあうことができる土台を作るとともに、こどもの家族の意向を受け止め、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

○ 訪問先施設への支援を通じたこどもの育ちの安定

訪問先施設の意向を受け止め、こどもの関わりの中で困っていること等を丁寧に把握した上で、訪問先施設に対し、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設的环境等について助言することなどを通じて、訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させ、こどもの育ちを支えること。

○ 保育所等における全てのこどもの育ちの保障

こどもや家族、訪問先施設の意向を踏まえながら、こどもが地域の中で安心して過ごすことができるよう、こどもが利用している保育や教育等の集団生活の場における環境等を整えることを通じて、保育所等において全てのこどもが共に成長できるように支援していくこと。



こども家庭庁
保育所等訪問支援ガイドライン
<https://bit.ly/3MGyOIL>

1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、**地域の障害児支援体制の充実を図る**
(①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備 ②児童発達支援センターの機能・運営の強化)

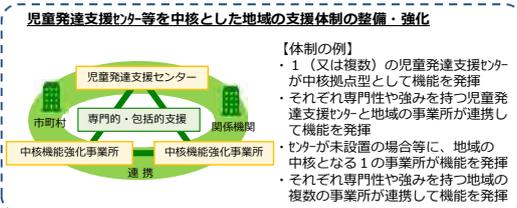
①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- **児童発達支援センターの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型(障害児、難聴児、重症心身障害児)の区分も一元化
 - ・ 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型(障害児)を基本に設定
 - ・ 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を定める
 - ・ 3年(令和9年3月31日までの間)の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能(※)を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価(中核機能強化加算)
 - (※) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ②地域の障害児支援事業所に対する「ホ・パ・イ」・「コガレ・ショ」機能
 - ③地域の「イ・カ・レ」の中核機能
 - ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価(中核機能強化事業所加算)

児童発達支援センター(中核拠点型)	
新設《中核機能強化加算》 22~155単位/日 ※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合	
体制・取組要件 (Ⅰ) イ+ロ+ハ全てに適合 55~155単位/日 (Ⅱ) イ+ロ 44~124単位/日 (Ⅲ) イ又ハロ 22~62単位/日	基本要件 ハ 多職種連携による専門的な支援体制・取組(保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等) ロ 障害児支援の専門人材の配置・取組(障害特性を踏まえた専門的支援・F・M支援、人材育成等) イ 地域支援や支援のコーディネーターの専門人材の配置・取組(関係機関連携・インクルージョンの推進等)
●地域における中核機関としての体制・取組 ・市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、インクルージョン推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等 児童発達支援事業所・放課後等「イ・カ・レ」(中核機能強化事業所) 新設《中核機能強化事業所加算》 75~187単位/日 ※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合	



厚生労働省
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(令和6年2月6日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001216034.pdf>

2. 質の高い発達支援の提供の推進②

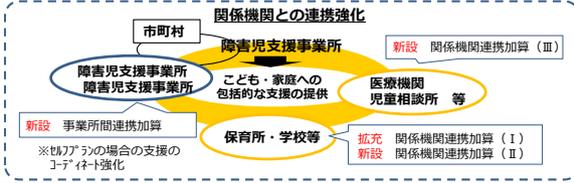
② 関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価

【関係機関連携加算】	【改定後】
【現行】 (I) 200単位/回(月1回まで) 保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等 (II) 200単位/回(1回まで) 就学先・就職先と連絡調整	(I) 250単位/回(月1回まで) 保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等 (II) 200単位/回(月1回まで) 保育所や学校等と1以外で情報連携 (III) 150単位/回(月1回まで) 児童相談所、医療機関等と情報連携 (IV) 200単位/回(1回まで) 就学先・就職先と連絡調整

- 他機関で複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価
【事業所間連携加算】 ※併せて、障害児支援利用計画(他機関)と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

新設【事業所間連携加算】
(I) (中核となる事業所) 500単位/回(月1回まで) (II) (連携する事業所) 150単位/回(月1回まで) ※(I) 会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施 (II) 情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



③ 将来の自立等に向けた支援の充実 【放課後等デイサービス】

- こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価 **【通所自立支援加算】**
- 高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価 **【自立強化加算】**

新設【通所自立支援加算】
60単位/回(算定開始から3月まで) ※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

新設【自立強化加算】
100単位/回(月2回まで) ※高校生(2年・3年に限る)について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

④ その他

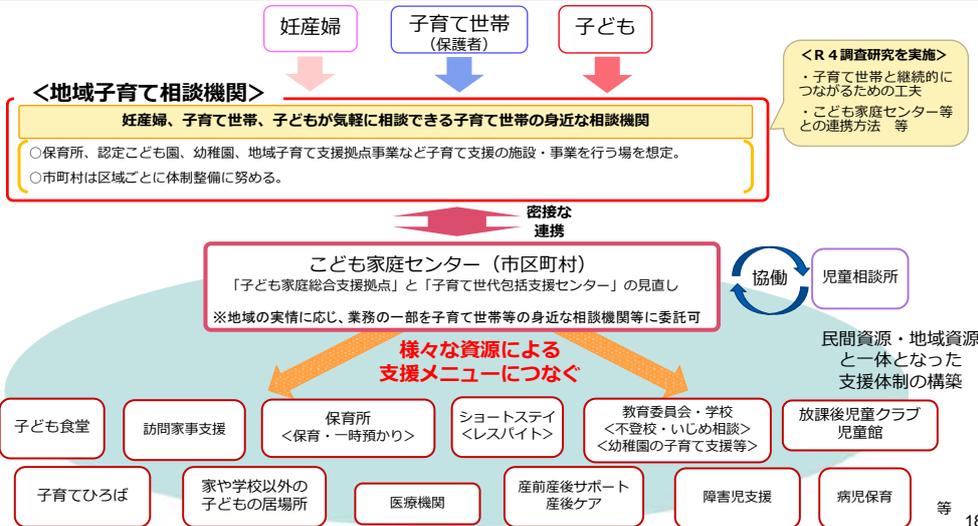
- 事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める **【運営基準】** 【障害児支援全サービス】
- 令和5年度末までの経過措置とされていた **【児童発達支援センターの食事提供加算】**について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月末まで経過措置を延長



厚生労働省
 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(令和6年2月6日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001216034.pdf>

地域子育て相談機関

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「**子育て世帯と継続につながるための工夫**」を行う相談機関。その整備により、**子育て家庭との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすことを趣旨**。
- 特に、子育て家庭の中には、行政機関である子ども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、**子ども家庭センターを補完**することを想定しており、法律上、子ども家庭センターと連携・調整を行うこととなっている。
- 市町村において、社会的条件や子育て関係施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに整備。

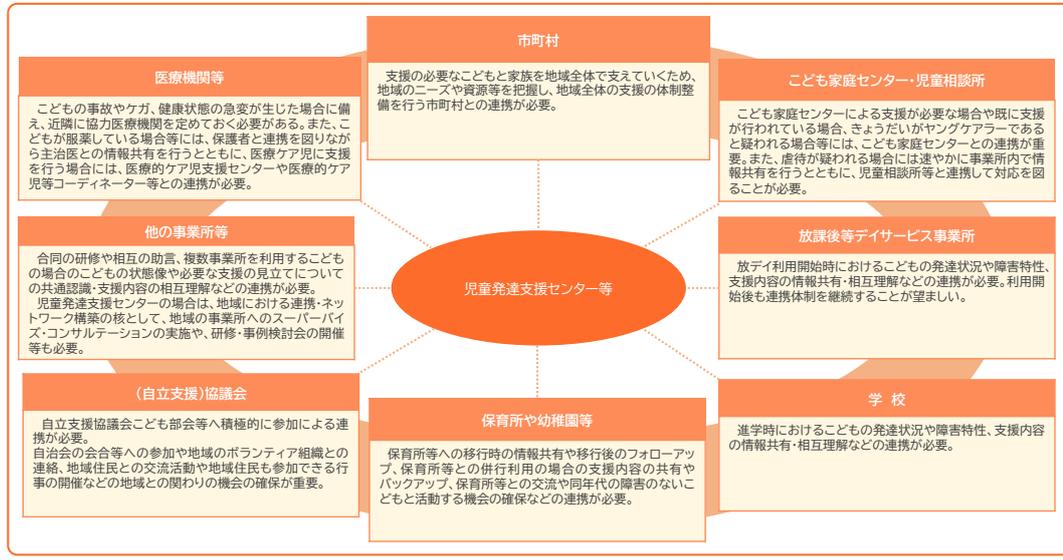


子ども家庭庁ホームページより
<https://bit.ly/4e26E2u>

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑥)

第5章 関係機関との連携

- 障害のある子どもの発達支援は、子ども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のある子どもに対する理解を深めることが必要である。
- このため、事業所等は、日頃から、関係機関との連携を図り、児童発達支援が必要な子どもが、円滑に児童発達支援の利用に繋がるようにするとともに、その後も、子どもの支援が保育所等や学校等に適切に移行され、支援が引き継がれていくことが必要である。
- セルフプランにより複数の事業所等を利用することについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、子どもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要である。

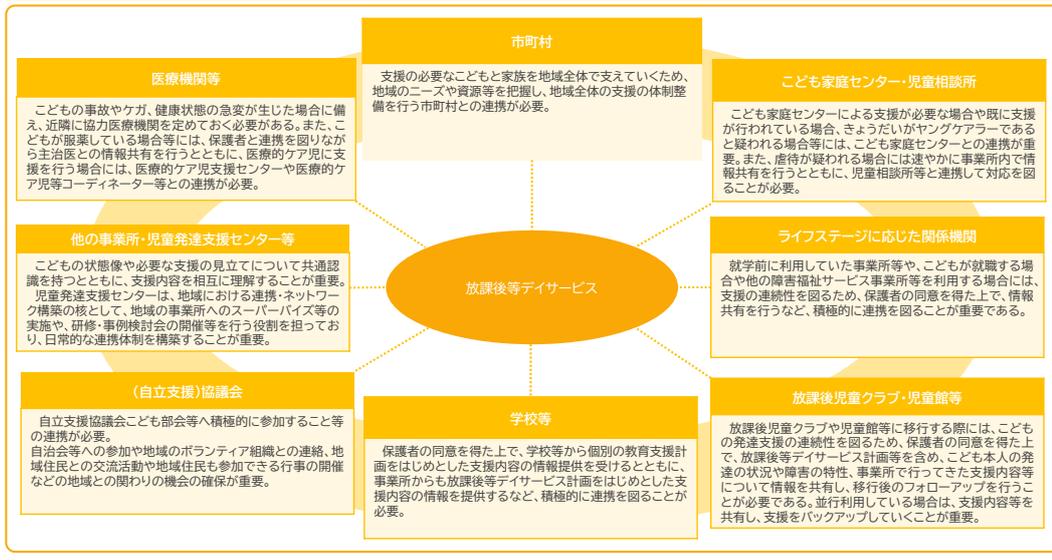


子ども家庭庁
児童発達支援ガイドライン
<https://bit.ly/3AW55Fz>

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑧)

第5章 関係機関との連携

- 障害のある子どもの発達支援は、子ども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のある子どもに対する理解を深めることが必要である。
- このため、事業所等は、日頃から、関係機関との連携を図り、支援が必要な子どもが、円滑に放課後等デイサービスの利用に繋がるようにするとともに、子どもの支援が、子どもの通う学校等に適切に共有され、連携して行われることが必要である。
- セルフプランにより複数の事業所等を利用することについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、子どもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要である。

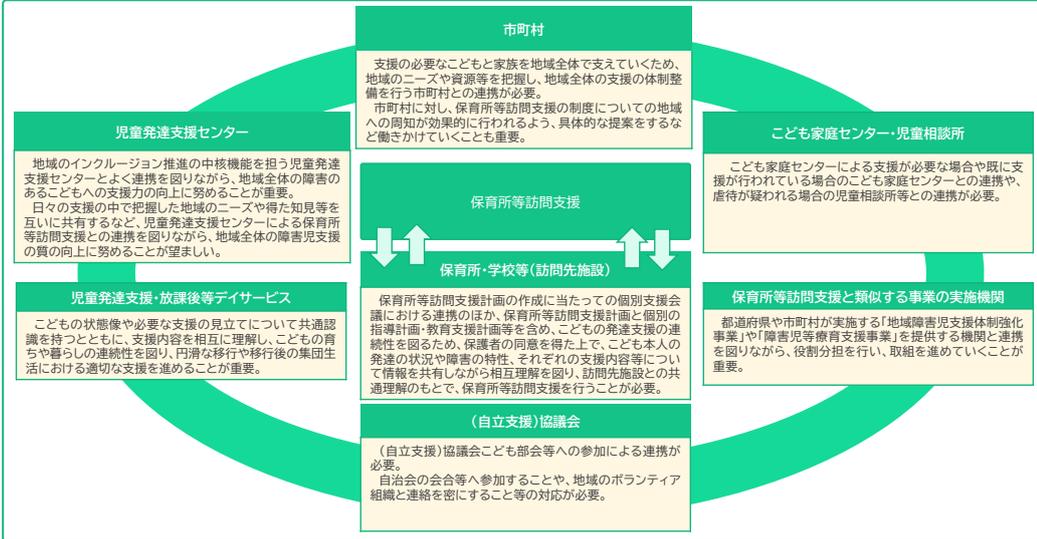


子ども家庭庁
放課後等デイサービスガイドライン
<https://bit.ly/3zagD6R>

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑦)

第5章 関係機関との連携

- 障害のある子どもの発達支援は、子ども本人を支援の輪の中心として考え、訪問先施設をはじめとした様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のある子どもに対する理解を深めることが必要である。
- このため、保育所等訪問支援事業は、日頃から、関係機関との連携を図り、保育所等訪問支援が必要な子どもが、円滑に保育所等訪問支援の利用に繋がるようにするとともに、その後も、子どもの支援が保育所や学校等に適切に移行され、支援が引き継がれていくことが必要である。
- セルフプランにより複数の事業所等を利用することについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所において、子どもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要である。



子ども家庭庁
 保育所等訪問支援ガイドライン
<https://bit.ly/3MGyOIL>

市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童(※1)は約23万人、特定妊婦(※2)は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
 ※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)

- > 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象(支援を要するヤングケアラー含む)
- > 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
 例) 調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業(学校や家以外の子どもの居場所支援)

- > 養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童を対象
- > 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えとともに児童や保護者への相談等を行う
 例) 居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)

- > 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- > 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等にに応じた支援を行う。
 例) 講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもの関わり方を学ぶ(ペアレントトレーニング) 等

子育て短期支援事業

- > 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- > 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化(個別状況に応じた利用日数の設定を可とする)を進める。

一時預かり事業

- > 子育て負担を軽減する目的(レスパイト利用など)での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当



子ども家庭庁ホームページより
<https://bit.ly/4e26E2u>

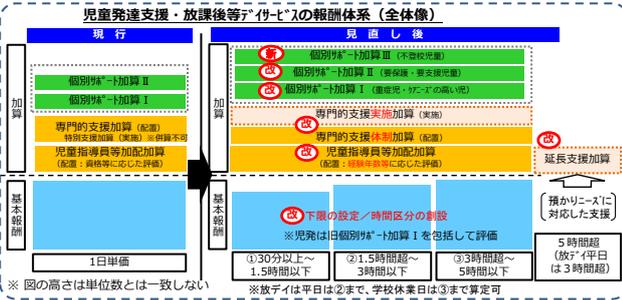
2. 質の高い発達支援の提供の推進①

- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する
(①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において、5領域(※)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める《運営基準》
(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す支援プログラム(※)の作成・公表を求める《運営基準》とともに、未実施減算を設ける
- 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価
- 専門的支援加算及び特別支援加算について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価
- 基本報酬について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける
・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
・ 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
- 自己評価・保護者評価について、実施方法を明確化する《運営基準》

新設《支援プログラム未公表減算》
所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用



《児童指導員等加配加算》

現行	理学療法士等を配置	75~187単位/日
	児童指導員等を配置	49~123単位/日
	その他の従業者を配置	36~90単位/日
改定後	児童指導員等を配置	75~187単位/日
	常勤専従・経験5年以上	75~187単位/日
	常勤専従・経験5年未満	59~152単位/日
	常勤換算・経験5年以上	49~123単位/日
	常勤換算・経験5年未満	43~107単位/日
	その他の従業者を配置	36~90単位/日

《専門的支援加算・特別支援加算》

現行	専門的支援加算	75~187単位/日
	理学療法士等を配置	75~187単位/日
	児童指導員等を配置	49~123単位/日
	特別支援加算	54単位/回
改定後	専門的支援加算	49~123単位/日
	専門的支援実施加算	150単位/回
	(原則月4回まで。利用日数等に応じて最大6回まで)	
	(放デイ平日は2回~6回まで)	

※体制加算：理学療法士等を配置
実施加算：専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施



厚生労働省
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(令和6年2月6日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001216034.pdf>

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版④)

2. 児童発達支援の内容

①本人支援

実際の支援場面においては、下記の要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、こどもの育ち全体に必要な支援を組み立てていく必要がある。

5領域	健康・生活	運動・感覚	認知・行動	言語・コミュニケーション	人間関係・社会性
	<ul style="list-style-type: none"> ○健康状態の維持・改善 ○生活習慣や生活リズムの形成 ○基本的な生活スキルの獲得 	<ul style="list-style-type: none"> ○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ○姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 ○身体の移動能力の向上 ○保有する感覚の活用 ○感覚の補助及び代行手段の活用 ○感覚の特性への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知の特性についての理解と対応 ○対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得(感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛りとなる概念の形成) ○行動障害への予防及び対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーションの基礎的能力の向上 ○言語の受容と表出 ○言語の形成と活用 ○人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 ○コミュニケーション手段の選択と活用 ○状況に応じたコミュニケーション等 	<ul style="list-style-type: none"> ○アタッチメント(愛着)の形成と安定 ○遊びを通じた社会性の発達 ○自己の理解と行動の調整 ○仲間づくりと集団への参加

障害特性に応じた配慮事項 視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神的な強い不安等、場面緘黙(選択性かん黙)、肢体不自由、病弱・身体虚弱、医療的ケア、重症心身障害、複数の種類の障害、強度行動障害、高次脳機能障害など、それぞれの障害特性や状態等に応じて必要な配慮を行うことが必要。

特に支援を要する家庭の子どもに対する支援にあたっての留意点 こどもの行動や態度、表情など、支援に当たって気にかけておくべき点(例：虐待が疑われることも、生活困難が疑われる家庭の子ども、外国にルーツのある子どもに応じた留意点)に加え、日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気づきやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要。

②家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実につながる。

- アタッチメント(愛着)の形成
- 家族(きょうだいを含む。)からの相談に対する適切な助言等
- 障害の特性に配慮した家庭環境の整備

③移行支援

支援の中に「移行」という視点を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先への移行に向けた支援を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、こどもが地域で暮らしながら支えがかりながら日常生活を送ることができるように支援を提供していくことが重要。

- 保育所等への移行支援
- ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備
- 保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携
- 同年代の子どもをはじめとした地域における仲間づくり

④地域支援・地域連携

こどもの育ちや家庭生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携して、こどもや家族の支援を進めていくことが必要。

- 通所する子どもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援



こども家庭庁
児童発達支援ガイドライン
<https://bit.ly/3AW5SEz>

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑤)

2. 放課後等デイサービスの内容

①本人支援

実際の支援場面においては、下記の要素を取り入れながら、子どもの支援ニーズや、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、**子どもの育ち全体に必要な支援を組み立てていく**必要。また、学齢期には、二次障害やメンタルヘルスの課題を抱える場合もあり、子どもがこれらの課題を乗り越えていくためには、自尊感情や自己効力感を育むことが重要である。

健康・生活	運動・感覚	認知・行動	言語・コミュニケーション	人間関係・社会性
○健康状態の維持・改善 ○生活習慣や生活リズムの形成 ○基本的な生活スキル等の獲得 ○生活におけるマネジメントスキルの育成	○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ○姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 ○身体の移動能力の向上 ○保有する感覚の活用 ○感覚の特性への対応 等	○認知の特性についての理解と対応 ○対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得 ○行動障害への予防及び対応等	○コミュニケーションの基礎的能力の向上 ○言語の受容と表出 ○コミュニケーション手段の選択と活用 ○状況に応じたコミュニケーション 等	○情緒の安定 ○他者との関わり(人間関係)の形成 ○遊びを通じた社会性の発達 ○自己の理解と行動の調整 ○仲間づくりと集団への参加

障害特性に応じた配慮事項 視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神的な強い不安等、場面緘黙(選択性かん黙)、肢体不自由、病弱・身体虚弱、医療的ケア、重症心身障害、複数の種類の障害、強度行動障害、高次脳機能障害など、それぞれの障害特性や状態等に応じて必要な配慮を行うことが必要。また、思春期の子どもや不登校状態にある子どもに対しても必要な配慮を行うことが必要。

特に支援を要する家庭の子どもに対する支援に当たっての留意点 子どもの行動や態度、表情など、支援に当たって気留めておくべき点(例:虐待が疑われる子ども、生活困窮が疑われる家庭の子ども、外国にルーツのある子どもに応じた留意点)に加え、日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともに子どもの変化に気づきやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要。

本人支援において、複数組み合わせで行うことが求められる**4つの基本活動を提供**するに当たっては、子どもの意見を聴きながら自己選択や自己決定を促すとともに、子ども同士の関わりの中で子どもが主体性を発揮しながら参加できるように、支援していくことが求められる。

4つの基本活動	内容
日常生活の充実と自立支援のための活動	子どもの発達に応じて必要となる日常生活における基本的な動作や自立を支援するための活動を行う。子どもが意欲的に関わられるような遊びを通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、子どもが通う学校で行われている教育活動を踏まえ、その方針や役割分担等を共有できるように、学校と連携を図りながら支援を行う。
多様な遊びや体験活動	遊び自体の中に子どもの発達を促す重要な要素が含まれていることから、挑戦や失敗を含め、屋内外を問わず、自由な遊びを行う。また、体験したことや、興味を持ったことに取り組めることは、新たにやってみたいと感じる機会につながる。多様な体験の機会を提供していく。子どもが望む遊びや体験、余暇等を自分で選択しながら取り組むことができるよう、多彩な活動プログラムを用意する。その際には、個性に配慮された環境や子どもがリラックスできる環境の中で行うことができるよう工夫することが重要である。
地域交流の活動	障害があるがゆえに子どもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないよう、地域の中に子どもの居場所をつくりながら子どもの社会経験を幅広く広げていく。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動など地域資源も活かして、遊びや体験の機会を創出していくとともに、ボランティアの受け入れにより、積極的に地域との交流を図っていく。こうした取組は、子どもにとって、地域そのものが安全・安心な居場所となることにつながる。
子どもが主体的に参画できる活動	子どもとともに活動を企画したり過ごし方のルールをつくったりするなど、子どもが主体的に参画できる機会を設け、子どもが意見を表明しやすい環境づくりを行いながら、子どもとともに活動を組み立てていく取組を行う。その際には、子どもの意思を受け止めつつ、一人一人の個性に配慮するとともに、子どもに寄り添いながら進めていくことが重要である。こうした取組は、子どもにとって自分自身が権利の主体であることを実感するとともに、子どもの権利を守ることもにつながる。



子ども家庭庁
放課後等デイサービスガイドライン
<https://bit.ly/3zagD6R>

5. インクルージョンの推進

○ 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全ての子どもが共に育つ環境整備を進める
(①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進 ②保育所等訪問支援の充実)

①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

○ 事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める《運営基準》
○ 保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価

《保育・教育等移行支援加算》【現行】500単位/回(1回まで) ※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合(退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合)	➡	【改定後】退所前に移行に向けた取組を行った場合 500単位/回(2回まで) 退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 500単位/回(1回まで) 同 保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 500単位/回(1回まで)
---	---	---

②保育所等訪問支援の充実 <効果的な支援の確保・促進>

○ 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、インクルージョン推進の取組、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成等を求める《運営基準》。フィードバックやカンファ、関係機関との連携等においてワザイの活用を推進

○ 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価《関係機関連携加算》 **新設《関係機関連携加算》150単位/回(月1回まで)**

○ 自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める《運営基準》とともに、未実施減算を設ける **新設《自己評価結果等未公表減算》** 所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

○ 訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す **《訪問支援員特別加算》【現行】679単位/日** **【改定後】(I)業務従事10年以上(又は保育所等訪問等5年以上) 850単位/日**
※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置 **(II) 同 5年以上(同 3年以上) 700単位/日**

○ 職種異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価《多職種連携支援加算》 **新設《多職種連携支援加算》200単位/回(月1回まで)**
※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

<ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

○ 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価 **新設《強度行動障害児支援加算》200単位/日**
※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

新設《ケアニーズ対応加算》120単位/日
※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

<家族支援の充実>

○ 家族支援の評価を見直す **【現行】《家庭連携加算》** 居宅訪問 280単位 / (1時間未満187単位) / 回 (月2回まで) **【改定後】《家族支援加算》** (I)は月2回まで、IIは月4回まで
(1) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位(1時間未満200単位) / 回
事業所等で対面 100単位 / 回 ワザイ 80単位 / 回
(II) グループでの相談援助等 事業所等で対面 80単位 / 回 ワザイ 60単位 / 回 2



厚生労働省
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(令和6年2月6日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001216034.pdf>

2. 保育所等訪問支援の内容

保育所等に通う障害のある子どもについて、当該保育所等を訪問し、対象となる子ども以外の子どもとの集団生活への適応のために、専門的な支援である。支援の対象となる子どもを**集団生活に合わせるのではなく、子どもの特性等に応じた集団生活の環境の調整や活動の流れの変更・工夫**が行われるよう進めていくことが必要である。

(1)	子ども本人に対する支援	○ 「子ども本人に対する支援」の大きな目標は、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにするものである。 「子ども本人に対する支援」は、訪問先施設や家庭での生活に活かしていくために行われるものであり、訪問先施設に引き継がれていくものである。 ○ このため、子どもが集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるよう、 訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援 を行うことが必要である。
(2)	訪問先施設の職員に対する支援	○ 「訪問先施設の職員に対する支援」の大きな目標は、子どもが利用している保育や教育等の集団生活の場において、全ての子どもが共に成長できるよう、子どもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、子どもに対し適切な支援や関わりが行われるようにしていくことであり、これらの支援が子どもの将来の円滑な生活の営みにつながっていくものである。 ○ このため、訪問先施設の子どもに対する支援力を向上させることができるよう、 子どもの発達段階や特性の理解を促すとともに、子どもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設の環境等について助言 を行うことが必要である。
(3)	家族に対する支援	○ 子どもは、保護者や家庭生活から大きな影響を受けることから、子どもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、子どもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実につながる。 ○ このため、家族が安心して子育てを行うとともに、安心して子どもを保育所等に通わせることができるよう、保護者に対し、 訪問先施設における子どもの様子や、訪問先施設の職員の子どもへの関わり方 などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝えることが必要である。
(4)	訪問頻度	○ 市町村において、 2週間に1回程度、ひと月に2回程度 の支給量を基本と想定して支給決定されている。 ○ 保育所等訪問支援事業所は、これを前提として訪問支援を行っていくが、必ず2週間に1回、ひと月に2回など機械的に行うのではなく、 個々の障害のある子どもの状態に応じて柔軟に対応 していく必要がある。 ○ 利用する子どもの状況に応じて適切な頻度で訪問できるよう、支給量の適切な設定の観点から、障害児相談支援事業所や市町村と密に連携していくことが重要である。
(5)	訪問時間	○ 保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、子ども本人に対する支援や訪問先施設の職員に対する支援、支援後のカンファレンス等におけるフィードバックを行うものであり、 支援の提供時間 については、保育所等訪問支援計画に定めた上で、 30分以上 とすることが求められている。 ○ ただし、保育所等訪問支援が、子ども本人の行動観察や、集団生活への適応や日常生活動作の支援、訪問先施設の子どもへの支援力向上のための支援を丁寧に行うものであることを踏まえると、 子ども本人や訪問先施設の職員に対する支援は1時間程度、訪問支援後のカンファレンス等を通じた訪問先施設への報告は30分程度 は行うことが基本になると考えられる。



こども家庭庁
 保育所等訪問支援ガイドライン
<https://bit.ly/3MGy0iL>

4. 家族支援の充実

○ 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る(①家族への相談援助等の充実 ②預かりニーズへの対応)

① **家族への相談援助等の充実** 【児童発達支援・放課後等ケア等】 ※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実

○ **家庭連携加算**(居宅への訪問による相談援助)と**事業所内相談支援加算**(事業所内での相談援助)について、統合し、ワライによる相談援助を含め、個別とグループでの支援に整理して評価。きょうだいの相談援助等の対象であることを明確化

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算》

【**現行**】《家庭連携加算》

居宅訪問 280単位(1時間未満187単位)/回(月4回まで)

《**事業所内相談支援加算**》

(I) (個別相談) 100単位/回(月1回まで)

(II) (グループ) 80単位/回(月1回まで)

【**改定後**】《**家族支援加算**》(I・IIそれぞれ月4回まで)

(I) 個別の相談援助等 居宅訪問 300単位(1時間未満200単位)/回

施設等で対面 100単位/回

ワライ 80単位/回

(II) グループでの相談援助等 施設等で対面 80単位/回

ワライ 60単位/回

○ 家族が支援場面等を通じて、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に評価(**子育てケア+加算**)

新設《**子育てケア+加算**》80単位/回(月4回まで)

※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

② **預かりニーズへの対応** 【児童発達支援・放課後等ケア等】

○ 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算**を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

《**延長支援加算**》

【**現行**】

延長1時間未満 障害児 重症心身障害児

同1時間以上2時間未満 61単位/日 128単位/日

同2時間以上 92単位/日 192単位/日

同2時間以上 123単位/日 256単位/日

【**改定後**】

延長1時間以上2時間未満 障害児 重症心身障害児・医療的ケア児

同2時間以上 92単位/日 192単位/日

(延長30分以上1時間未満 123単位/日 256単位/日)

同2時間以上 61単位/日 128単位/日)

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合(人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置)

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間(児発:5時間、放デイ:平日3時間・学校休業日5時間)の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合(職員2名以上(うち1名は人員基準により置くべき職員(児童発達支援管理責任者含む)を配置)なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可)



厚生労働省
 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(令和6年2月6日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001216034.pdf>

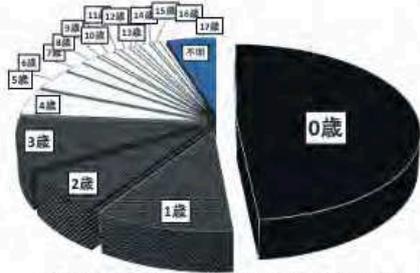


図2-4 死亡した子どもの年齢別人数
心中以外(1~18歳) n=939

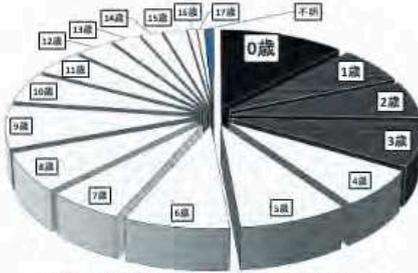


図2-5 死亡した子どもの年齢別割合
心中(1~18歳) n=595

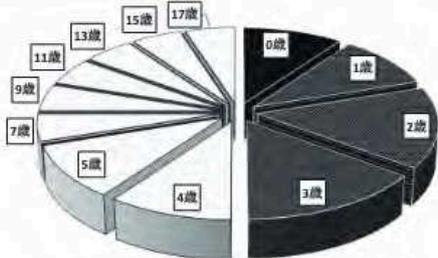


図2-6 死亡した子どもの年齢別割合
心中以外(障害児等) n=20

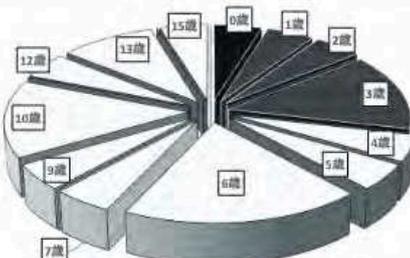


図2-7 死亡した子どもの年齢別割合
心中(障害児等) n=21



子どもの虹情報研修センター(2023)
2019-2022年度 障害児の虐待死に関する研究
P.29
<https://bit.ly/3XC0uAw>



図2-9 年齢階層と障害の種類



子どもの虹情報研修センター(2023)
2019-2022年度 障害児の虐待死に関する研究 P.30
<https://bit.ly/3XC0uAw>

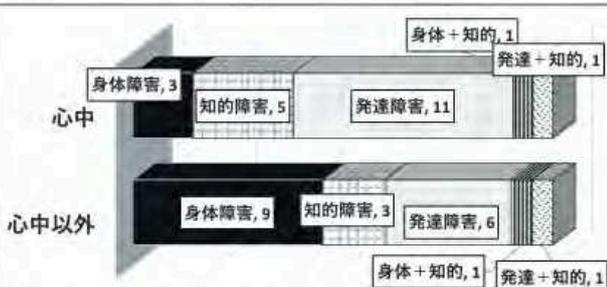


図2-10 心中と心中以外における障害の種類

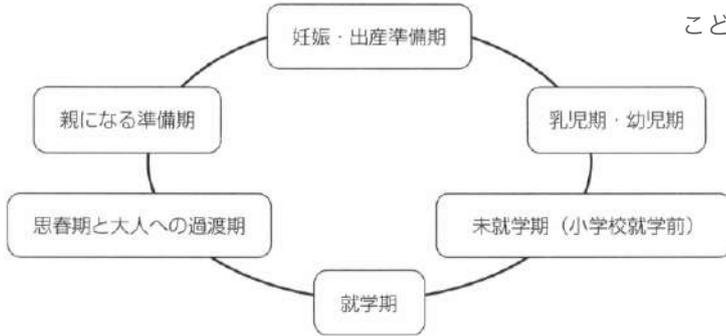


図2-11 加害者と児童の関係

子育てのサイクル 円環的モデルの理解



こども家庭庁 乳児期までのこどもの育ち部会 資料より



木村容子・有村大士編（2021）『子ども家庭福祉[第3版]』ミネルヴァ書房

元々の出所：高橋重宏監訳（1995）「まず、子どもを——こどものためのサービス諮問委員会報告」日本総合愛育研究所 家庭・出生問題総合調査研究推進事業報告書。（カナダ・オンタリオ州の報告書の翻訳）

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑦)

第6章 児童発達支援の提供体制

1. 組織運営管理

自己評価の実施・公表・活用

- 自己評価については、**従業者評価及び保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解**の下で、事業所全体として行う必要がある。
- 事業所等は、従業者評価及び保護者評価を踏まえた事業所全体としての自己評価の結果、さらに**強化・充実を図るべき点(事業所等の強み)**や、課題や改善すべき点**(事業所等の弱み)**を職員全員の共通理解の下で分析し、課題や改善すべき点と考えられる事項について、速やかにその改善を図る必要がある。
- 事業所等の**自己評価の結果及び保護者評価の結果**並びにこれらの評価を受けて行った**改善の内容**については、概ね1年に1回以上、保護者に示すとともに、広く地域に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表しなければならない。保護者に示す方法としては、事業所等で発行している通信に掲載したり、保護者の目につきやすい場所に掲示したりする方法が考えられる。
- 事業所等は、自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて明らかになった事業所等の強みや弱みを踏まえ、全職員が一体となって、日々の支援の中で、さらなる支援の充実や改善に向けて取組を進めていく必要がある。

支援プログラムの作成・公表

- **総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化**を図るため、5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)との関連性を明確にした**事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)**を作成する必要がある。
- 作成された支援プログラムについては、**事業所等の職員に対し理解を促し、これに基づき適切な支援の提供を進めていくとともに、利用者や保護者等に向けて、重要事項説明書や個別支援計画等の説明時に併せて丁寧に説明し、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが求められる。**支援プログラムの公表については、令和6年度中は**努力義務**とされているが、総合的な支援の推進と支援の見える化を進める観点から、取組を進めることが望ましい。
- なお、支援プログラムの内容に変更があった場合は、速やかに変更後の支援プログラムを公表することが望ましい。

2. 衛生管理・安全管理対策等

衛生管理 健康管理

- 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のため、対策を検討する**委員会の定期的な開催**や、**指針の整備、研修や訓練の定期的な実施**が必要である。
- こどもの健康状態の把握及び感染症発生時の早期発見のために、**こどもの来所持の健康チェック及び保護者との情報共有の体制**を構築しておく必要がある。
- 感染症が発生した場合であっても、**重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るため、事業継続計画(BCP)**を策定するとともに、BCPに従い、職員に対して必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが必要である。 ※新興感染症の場合は、インフルエンザ等の感染症とは異なる対応も想定されることを念頭に置く必要。
- アルルギー対策として、**除去食や制限食に対応できる体制**を整えることや、事業所等で飲食を伴う活動を実施する際に**事前に提供する内容について周知**すること等が必要である。

非常災害対策

- 非常災害に備えて、**消火設備等の必要な設備、非常災害に関する具体的計画の作成や周知、定期的な避難訓練**(地震や火事、風水害など非常災害の内容を明確にした上で、それぞれの災害に対する訓練を行うことが重要)、**事業継続計画(BCP)**の策定が必要である。
- 障害のあるこどもについては、**個別避難計画の作成が市町村の努力義務**とされており、その作成に当たっては、**こどもの状況等をよく把握する福祉専門職等の関係者の参画が極めて重要**であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で、災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要である。

緊急時対応

- こどもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合の**保護者、協力医療機関及び主治医への連絡や、緊急時における対応方法についてのマニュアルの策定・訓練、医療的ケア児について生命に関わる事態が起きた場合の対応を学び実践できるようにしておくこと**等が必要である。
- こどものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、**救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED(自動体外式除細動器)、「Eピベン®」等の使用)に関する知識と技術の習得**に努めることが必要である。



こども家庭庁
児童発達支援ガイドライン
<https://bit.ly/3AW5SEz>

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑧)

第6章 児童発達支援の提供体制

2. 衛生管理・安全管理対策等(続き)

安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全計画の策定・周知、研修や訓練の定期的な実施、安全点検や安全管理マニュアル(リスクの高い場面において気を付けるべき点や職員の役割等を明確にしたもの)の作成が必要である。 ※ 送迎、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事・おやつ中など、それぞれの場面に応じて具体的な注意喚起を促す必要。 ○ 事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることが求められていることから、指定権者である都道府県、支給決定の実施主体である市町村及び事業所の所在する市町村が、どのような事故の場合に報告を求められているかや、事故が発生した場合にどのような方法により報告を求めているかについて、必ず都道府県や市町村のホームページ等で確認し、適切な対応を行う必要がある。 ※ 事故事例の検証やヒヤリ・ハット事例の検証、事故原因の共有と再発防止の取組が必要。 ○ 送迎や事業所外での活動のために自動車を使用する場合は、子どもの乗降時の際の点呼や自動車にブザー等の安全装置を装備することが必要である。 ○ 医療的ケアを必要とする子どもについては、人工呼吸器や痰の吸引機等の医療機器の電源の確保やバッテリー切れの防止などに常に留意する必要がある。また、職員の見守り等により、子ども同士の接触によるチューブの抜去などの事故の防止にも取り組む必要がある。
------	--

第7章 支援の質の向上と権利擁護

1. 支援の質の向上の取組

職員の知識・技術の向上	○ 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。
研修の受講機軸等の提供	○ 研修の実施・参加のほか、 喀痰吸引等の研修 の受講(医療的ケア児や重症心身障害児への適切な支援のため)や、 強度行動障害支援者養成研修 や 中核的人材養成研修 を受講(強度行動障害のある子どもへの適切な支援のため)させることも重要である。
スーパーバイズ等の活用	○ 児童発達支援センターによる スーパーバイズ・コンサルテーション を受けることにより、対応が難しい子どもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含め、支援の質の向上につなげていくことが望ましい。

2. 権利擁護

虐待防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待防止委員会の定期的な開催やその結果の職員への周知徹底、職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要である。 ○ 職員からの虐待(特に性的虐待)は、密着化した場所での起こりやすいため、送迎の車内を含め、密着化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援を実施できるようにする必要がある。 ○ 職員による虐待が発見した場合は市町村の窓口に、保護者による虐待が発見した場合は、市町村、福祉事務所又は児童相談所等へ通報する必要がある。
身体拘束への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要がある。 ○ やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を全て満たすことが必要となる。身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、組織的に決定する必要がある。児童発達支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、子どもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載することが必要である。 ○ 身体拘束を行った場合には、記録を行うことが必要である。



子ども家庭庁
児童発達支援ガイドライン
<https://bit.ly/3AW55Fz>

3. 支援二一ズの高い児への支援の充実①

○ 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らして育つことができる環境整備を進める (①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 ②強度行動障害を有する児への支援の充実 ③ケア二一ズの高い児への支援の充実 ④不登校児童への支援の充実 ⑤居宅訪問型児童発達支援の充実)
①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】 ○ 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する 医療連携体制加算(Ⅶ) について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする 《医療連携体制加算(Ⅶ)》 【現行】100単位/日 → 【改定後】250単位/日 ※主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする
○ 主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。 なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない
○ 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて 入浴支援 を行った場合に評価 (入浴支援加算) 新設《入浴支援加算》 55単位/回(月8回まで) ※放デイは70単位/回
○ 送迎加算 について、子どもの医療濃度等も踏まえて評価 《送迎加算》 【現行】障害児 54単位/回 医療的ケア児 +37単位/回 (※)医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可 看護職員の付き添いが必要 【児発わか、主として重症児を支援する事業所の場合】 重症心身障害児 37単位/回 (※)職員の付き添いが必要 → 【改定後】 障害児 54単位/回 重症心身障害児 +40単位/回 医療的ケア児 +40単位 又は +80単位/回 (※)医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可 【児発わか、主として重症児を支援する事業所の場合】 重症心身障害児 40単位/回 医療的ケア児 40単位 又は 80単位/回 (※)医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要 (※)重症心身障害児については、職員の付き添いが必要
○ 居宅介護の特定事業所加算 の加算要件(重度障害者への対応、中重度障害者への対応)に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加
○ 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価(共生型サービス医療的ケア児支援加算) 新設《共生型サービス医療的ケア児支援加算》 400単位/日 (※)看護職員等を1以上配置
②強度行動障害を有する児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等デイサービス】 ○ 強度行動障害支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す 《強度行動障害児支援加算》 【現行】155単位/日 ※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対して支援 → 【改定後】(Ⅰ)(児基準20点以上)200単位/日 (Ⅱ)(児基準30点以上)250単位/日(※放デイのみ) 加算開始から90日間は+500単位/日 ※実践研修修了者(Ⅱは中核的人材)を配置し、支援計画を作成し支援
※このほか、放課後等デイサービスの個別型+加算(Ⅰ)においても評価を充実。また、集中的支援加算(1000単位/日(月4回まで))も創設



厚生労働省
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(令和6年2月6日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001216034.pdf>

3. 支援ニーズの高い児への支援の充実②

③ケアニーズの高い児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 児童発達支援の個別サポ-ト加算（Ⅰ）について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を評価

《個別サポ-ト加算（Ⅰ）》【現行】100単位/日 ※乳幼児等サポ-ト調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当する児に対して支援（主として重症児除く）	➡	【改定後】120単位/日 ※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重症児除く）
--	---	--
- 放課後等デイサービスの個別サポ-ト加算（Ⅰ）について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポ-ト加算（Ⅰ）》【現行】100単位/日 ※著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポ-ト調査表で13点以上）児に対して支援（主として重症児除く）	➡	【改定後】ケアニーズの高い障害児に支援 90単位/日 同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位/日 著しく重度の障害児に支援 120単位/日 （主として重症児除く）
--	---	--
- 個別サポ-ト加算（Ⅱ）について、こども家庭むかやサポ-トプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す

《個別サポ-ト加算（Ⅱ）》【現行】125単位/日 ※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援	➡	【改定後】150単位/日 ※要保護・要支援児童に対し、児相やこ家セン等と連携して支援
--	---	---
- 人工内耳を装着している児に支援を行った場合を評価

《人工内耳装着児支援加算》 【現行】445～603単位/日 ※主として難聴児を支援する児発センターにおいて支援する場合	➡	【改定後】 (Ⅰ) 児発センター（聴力検査室を設置） 445～603単位/日 (Ⅱ) その他のセンター・事業所 150単位/日 ※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援
---	---	--
- 視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価
 新設《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》100単位/日
 （視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算）

④不登校児童への支援の充実

【放課後等デイサービス】

- 放課後等デイサービスにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価（個別サポ-ト加算（Ⅲ））

新設《個別サポ-ト加算（Ⅲ）》70単位/日
※放デイのみ

⑤居宅訪問型児童発達支援の充実

※見直し内容については、5. イノベーションの推進（保育所等訪問支援の充実）等を参照

- 支援において5領域を全て含めた総合的な支援を提供することや、事業所の支援プログラムの作成・公表等を求める
- 効果的な支援の確保・促進（支援時間の下限の設定、訪問支援員特別加算の見直し、多職種連携支援加算の新設）
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行った場合を評価（強度行動障害児支援加算の新設）
- 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合を評価（家族支援加算の新設）



厚生労働省
 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に
 おける主な改定内容（令和6年2月6日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001216034.pdf>

おわりに